

有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定・承認について

○ 趣旨

令和 6 年度に開催いたしました名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会で適当と認められた病床整備計画について、愛知県医療審議会医療体制部会の意見を聴いた結果を踏まえ、適当と判断し、その旨計画者へ通知しましたのでご報告します。

(根拠規定：医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用に関する事務取扱要領第 7)

1 病床整備計画書提出医療機関

適用の種別	病床の種 類	設 置 予 定 の 診 療 所 ① 名称 ② 所在地 ③ 開設者 ④ 標榜科目	開設病床数 (床)			備 考
			現 在	増 加	計	
周産期医療 【第 2 号関係】	一般 病床	① Luna and Bridge KIYOSU ② 清須市西枇杷島町泉 48 番の一部 ③ 仙波恵樹 ④ 産科・婦人科	0	15	15	令和 9 年 4 月 使用開始予定

2 基準に対する申請内容

次の要件を満たすこと

運用の種別	基 準	申請内容	適否
周産期医療 【第 2 号関係】	(1) 産科又は産婦人科を 標榜すること。	有床診療所整備計画書における診療科 「産科」「産婦人科」	適
	(2) 分娩を取扱うこと。	事業計画書で分娩を取り扱うこととして いる。	適
	(3) 周産期医療に関して 地域周産期母子医療セ ンターとの間で相互 連携体制をとっている こと。	開設予定地からアクセスの優れた 5 km 以内に、周産期母子医療センターが 2 か所 所在している。これら周産期母子医療セン ター等と連携を取って、ハイリスクな分娩 の対応や重篤な母子の搬送をしていく。	適

3 地域医療構想推進委員会の意見

名古屋・尾張中部構想区域

- ・開催日時：令和 7 年 2 月 7 日（金）
- ・委員会における協議結果：＜適当＞

4 医療審議会医療体制部会の意見

医療審議会医療体制部会

- ・開催日時：令和 7 年 3 月 14 日（金）
- ・部会における協議結果：＜適当＞

(参考)

診療所の病床の届出の基準について（医療法施行規則第1条の14第7項の適用について）

- 診療所に病床を設置する場合は、医療法施行規則に定める場合を除き知事の許可を必要とします。
- 「医療法施行規則に定める場合」に該当するかどうかは、事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、医療審議会の審議を経るものとされており、医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、知事への許可申請の代わりに届出により病床を設置することができます。
- また、新たな病床の整備を行う際には、地域医療構想との整合性を踏まえることとされており、医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議（本県では「地域医療構想推進委員会」）における議論の内容を参考とすることとされています。
- 届出基準の審査に当たっては、診療所開設（予定）地の地域医療構想推進委員会及び医療審議会医療体制部会の意見を聴き、審査結果について、地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告することとしています。

医療法施行規則に定める場合 (医療法施行規則第1条の14第7項)	届出基準 (医療法施行規則第1条の14第7項の適用に 関する事務処理要領)
(1号) (略)	(略)
(2号) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、 周産期医療 、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。	○へき地の医療 (略)
	○小児医療 (略)
	○周産期医療 (1) 産科又は産婦人科を標榜すること。 (2) 分娩を取扱うこと。 (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。
	○救急医療 (略)

<有床診療所病床整備計画の審議の流れ>

